

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 26 日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市 町 村

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに
関する Q & A （第 4 版）の送付について

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の規定について、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号。以下「改正政令」という。）により、所要の改正を行い、令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例については、当該特例の対象者を限定する規定を設けたところです。

また、改正政令の施行準備に当たっての留意点等は、「令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（その 2）及び Q & A の送付について」（令和 7 年 10 月 21 日付け老健局介護保険計画課事務連絡）、「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」（令和 8 年 1 月 9 日付け老健局介護保険計画課事務連絡）、「令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（その 3）について」、オンライン説明会における質疑応答等を踏まえた「令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに関する Q & A（第 2 版）」（令和 8 年 2 月 2 日付け老健局介護保険計画課事務連絡別紙）及び一部の自治体からの照会等を踏まえた「令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに関する Q & A（第 3 版）」（令和 8 年 2 月 10 日付け老健局介護保険計画課事務連絡別紙）によりお示したところです。

今般、一部の自治体からの照会等を踏まえ、下記別紙のとおり Q & A（第 4 版）をお示いたします。

各都道府県、各市町村におかれましては、当該内容について御了知いただき、必要に応じて、対応を行っていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の広域連合及び一部事務組合への情報提供をお願いいたします。

記

（別紙） 令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに関する Q & A（第 4 版）

【照会先】

厚生労働省老健局介護保険計画課企画法令係
担 当：廣瀬、池谷
電 話：03-5253-1111（内線：2260、2937）

令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに関するQ&A（第4版）

（全般）

【問1】 vol.1459 中の令和8年1月9日付事務連絡「介護保険施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」の「1. 介護保険条例参考例について」において、「なお、本参考例は、介護保険法施行令(平成10年政令第4月1日2号)第39条第1項第13号を更に区分する保険者において必要となるものである」との記載があるが、この解釈は、参考条例でいう「※令第39条第1項第13号を更に区分する場合」に該当する場合には条例改正が必要という理解でよいか。

（特例減免関係）

【問2】 vol.1459 で示されている特例減免を行うためには条例改正が必要となるのか。当市の介護保険条例においては、保険料減免は「申請に基づく」ものとなっているが、vol.1459 で示された条例参考例では当該減免に関する条例改正の記載がないため、条例中の保険料減免の規定部分に「申請に基づき」とあっても「条例改正は不要」という認識でよいか。「申請に基づき個別に認定する。」という規定ぶり等の場合には、「ただし、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とする」等を規定するための改正を行う必要があるか。

【問3】 特例減免を行う場合、「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（その3）について」（令和8年1月9日事務連絡。以下「1月9日事務連絡その3」という。）で示されている、対象者の判定ウの条件を満たしたシステムの導入は必須か。

【問4】 特例減免を行う場合、当初賦課したのちに減免による更正を行う必要があるのか。システム上で減免対応とした場合、当初賦課した時点で減免後の保険料が算出される。

【問5】 特例減免をシステム上で適応した場合、1月9日事務連絡その3で示されている、【課税・非課税の判定】で処理を行うと、vol.1459 で示されている対象者（就労調整した者）以外の者も課税・非課税の判定から除外されると思われるが、問題はないか。

【問6】 特例減免を行う場合、行わない場合にかかわらず1月9日事務連絡その3で示されている【合計所得金額の判定】及び【課税・非課税の判定】を行う必要があるのか。

【問7】 特例減免の対象は、令和7年度見直しの影響で令和8年度介護保険料算定において、非課税が課税になった者に限られるのか。就労調整（就労収入の増加）により、非課税段階間での移動（2段階から3段階への移動等）があった者は特例減免の対象とはならないということが良いか。

【問 8】 特例減免の規定において、「なお、これらの減免は令和 8 年度限りの措置とする。」とあるが、令和 8 年度とは調定年度、賦課年度のどちらか。例えば、令和 9 年度に過年度分（8 年度分）の保険料は減免の対象になるか。

【問 9】 特例減免は賦課決定前又は、賦課決定後のどちらを想定しているか。

【問 10】 特例減免について、仮に次のような世帯異動があった場合の取扱い如何。

【問 11】 特例減免の該当者に対し、減免前の保険料の額を被保険者に通知する必要があるか。

(条例参考例関係)

【問 12】 vol.1459 で示された条例参考例について、1 月 23 日に公布された「介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」は反映されているか。

【問 13】 vol.1459 で示された条例参考例の第 11 条中で「給与所得控除額」についての説明が加えられたが、第 12 条の第 2 項ハ及び第 3 項ハにも同様に「給与所得控除額」が規定されている。本市においては前条に同じ規定があった場合は、「以下同じ」として次の条文においては省略を行うが、あえて表現をそのまま残している理由があるのか。

【問 14】 vol.1459 で示された条例参考例の第 11 条第 1 項中「第一号被保険者（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）」について、今回の合計所得金額及び課税・非課税の判定については、住所地特例制度の対象者や転入者等が対象外となっているところ、第 11 条第 1 項の定義中には、第 12 条第 2 項が除かれているため、第 12 条第 2 項の第 1 号被保険者の課税・非課税の判定については、住所地特例制度の対象者や転入者等を含める認識で良いか。

【問 15】 vol.1459 で示された条例参考例中、「第一号被保険者（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち・・・」とあるが、「以下この条及び次条第一項において同じ。」であって「以下この条及び次条において同じ。」ではないのはなぜか。（附則第 12 条第 1 項に規定する第一号被保険者には住所の要件があって、附則第 12 条第 2 項に規定する第一号被保険者はすべての被保険者を指しているのはなぜか）

(システム改修関係)

【問 16】 広域連合は、管内複数市町村より市町村民税などのデータを連携されているが、広域連合内の市町村間における転出入の場合、遮断を適用するのか。

【問 17】 特例減免の対象となる「令和7年度（令和6年分）の住民税非課税の者（第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）」について、令和7年度見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度（令和7年分）も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行う場合」は、具体的にどのように判断するべきか。また、システム上の線引き要件についても詳細に示されたい。

【問 18】 対象者の判定ウについて、特例減免を行わない市町村が対応不要となる理由は何か。

(対象者関係)

【問 19】 遮断の適用について、住所地特例制度の対象者や転入者などには、賦課期日時点で被保険者資格を取得しているが、DV等の理由により住民票を移すことができない被保険者（いわゆる「住登外被保険者」）も含むのか。

【問 20】 4月2日以降に65歳となった場合、遮断を適用されるか。

【問 21】 1月1日に該当市区町村に住所を有し、その後該当市区町村を転出し、4月1日以前に再転入があった場合、遮断は適用されるか。

【問 22】 1月1日と4月1日に該当市区町村に住所を有し、その後4月1日以降に該当市区町村を転出し、さらに再転入された場合は、遮断が適用となるか

(その他)

【問 23】 特例減免の規定において、「減免後の保険料段階に基づき、低所得者軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定を行う。」とあるが、あくまでも、減免後の保険料段階に基づく低所得者軽減に対する措置であって、減免額に対する措置はない認識でよいか。

【問 24】 vol. 1459 に記載されている内容以外の令和7年税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しによる影響を遮断するための措置や対応はないという理解で良いか。例えば、令和7年度税制改正では扶養親族等の所得要件の見直しにより、介護保険料収入が減少する可能性があるが、給与所得控除のように税制改正の影響を遮断する改正を講じないのか。

【問 25】 特例減免の適用により生じる保険料収入の減少分について、当該差分そのものを対象として、国が特別に財政補填（国庫補助・特例的財政措置等）を行うことは想定されるか。

【問 26】 令和8年1月1日、令和8年4月1日に加え、令和7年1月1日も住所が同一市町村にすることが特例減免対象者の要件となるのか。

【問 27】 1月1日に該当市区町村に住所を有し、その後該当市区町村を転出し、4月1日以降

に再転入があった場合、遮断は適用されるか。

【問 28】 1月1日に該当市区町村に住所を有し、その後5月に転出し、さらに10月再転入された場合、遮断は適用されるか。

(令和8年6月26日追加分)

【問 29】 「給与収入、年金収入が両方あり、給与収入が65万円1,000円以上75万円未満」の被保険者の介護保険料の算定方法について、疑義が生じているが、算定方法を改めて整理いただきたい。

<定義>

- ・令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しを、「令和7年度見直し」とする。
- ・介護保険最新情報 vol.1459「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」を、「vol.1459」とする。
- ・vol.1459中の「2.前年度非課税者に係る特例減免について」を、「特例減免の規定」とする。
- ・特例減免の規定中の、「課税・非課税の判定について住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免すること」を、「特例減免」とする。
- ・令和8年1月9日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて（その3）について」を、「1月9日事務連絡その3」とする。
- ・事務連絡その3中の「(3)介護保健システム上のフローにおける【合計所得金額の判定】」を、「【合計所得金額の判定】」とする。
- ・事務連絡その3中の「(3)介護保健システム上のフローにおける【市町村民税の課税・非課税の判定】」を、「【課税・非課税の判定】」とする。
- ・【課税・非課税の判定】中の「①対象者の判定（1回目）ウ 令和7年度住民税課税の者」を、「対象者の判定ウ」とする。

(全般)

問1 vol.1459 中の令和8年1月9日付事務連絡「介護保険施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」の「1. 介護保険条例参考例について」において、「なお、本参考例は、介護保険法施行令(平成10年政令第4月1日2号)第39条第1項第13号を更に区分する保険者において必要となるものである」との記載があるが、この解釈は、参考条例でいう「※令第39条第1項第13号を更に区分する場合」に該当する場合には条例改正が必要という理解でよいか。

(答)

- ご理解のとおり。
- 補足すると、条例改正の要否は、参考条例中の「※令第39条第1項第13号を更に区分しない場合」のように、介護保険法施行令(平成10年政令第4月1日2号。以下「令」という。)を引用している場合には、改正内容が条例改正を行わずとも反映されるが、「※令第39条第1項第13号を更に区分する場合」のように、政令を引用していない場合には、参考条例附則第11条及び第12条を規定する必要があると考えている。
- いずれにしても、条例改正の要否については、上記の考え方も参考に各自治体等において、適切に判断されたい。

(特例減免関係)

問2 vol.1459 で示されている特例減免を行うためには条例改正が必要となるのか。当市の介護保険条例においては、保険料減免は「申請に基づく」ものとなっているが、vol.1459 で示された条例参考例では当該減免に関する条例改正の記載がないため、条例中の保険料減免の規定部分に「申請に基づき」とあっても「条例改正は不要」という認識でよいか。

「申請に基づき個別に認定する。」という規定ぶり等の場合には、「ただし、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とする」等を規定するための改正を行う必要があるか。

(答)

- 条例改正の要否については、今回の政令改正や事務連絡の趣旨及び内容を踏まえ、各自治体等において、条例の規定やこれまでの運用等と照らして判断いただくことで差し支えない。

問3 特例減免を行う場合、「令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて(その3)について」(令和8年1月9日事務連絡。以下「1月9日事務連絡その3」という。)で示されている、対象者の判定ウの条件を満たしたシステムの導入は必須か。

(答)

- システム上で特例減免を行う場合は、ご理解のとおり。

問4 特例減免を行う場合、当初賦課したのちに減免による更正を行う必要があるのか。システム上で減免対応とした場合、当初賦課した時点で減免後の保険料が算出される。

(答)

- システム上での対応による場合、本減免は、保険料賦課時に減免を適用する額を算定することになっており、当初賦課した上で減免による更正を行う必要はない。ただし、保険者判断で、個別申請により、保険料賦課後、減免による更正を行うという方法で対応することも可能である。

問5 特例減免をシステム上で適応した場合、1月9日事務連絡その3で示されている、【課税・非課税の判定】で処理を行うと、vol.1459 で示されている対象者(就労調整した者)以外の者も課税・非課税の判定から除外されると思われるが、問題はないか。

(答)

- 問題ない。

問6 特例減免を行う場合、行わない場合にかかわらず1月9日事務連絡その3で示されている【合計所得金額の判定】及び【課税・非課税の判定】を行う必要があるのか。

(答)

- 特例減免の実施の有無によらず、令和7年度見直しの影響を遮断する保険料賦課は全ての自治体で実施することとなるので、【合計所得金額の判定】、【課税・非課税の判定】を行う必要がある。その上で、特例減免を行う場合、【課税・非課税の判定】の対象者の判定時に①ウ(令和7年度住民税課税者)の特定も必要となる。

問7 特例減免の対象は、令和7年度見直しの影響で令和8年度介護保険料算定において、非課税が課税になった者に限られるのか。就労調整(就労収入の増加)により、非課税段階間

での移動（２段階から３段階への移動等）があった者は特例減免の対象とはならないということが良いか。

(答)

○ ご理解のとおり。

vol.1459 でお示ししているとおり、今般の遮断の対象者となる令和7年度（令和6年分）の住民税非課税の者について、当該者の保険料を令和8年度保険料算定において、課税・非課税の判定について住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できるものであり、２段階から３段階のように、非課税段階間の移動については特例減免の対象とならない。

問8 特例減免の規定において、「なお、これらの減免は令和8年度限りの措置とする。」とあるが、令和8年度とは調定年度、賦課年度のどちらか。例えば、令和9年度に過年度分（8年度分）の保険料は減免の対象になるか。

(答)

○ 令和8年度分の保険料賦課が特例の対象となる。

○ なお、システム上、保険料段階を決定する際に、当該対象者であるかどうかを判定し、住民税非課税者としての保険料段階で賦課決定を行う処理を行うことで、特例減免の対応をすることとしている。この場合において、システム上、減免情報等の作成、減免決定通知の出力が不要と整理されている。

問9 特例減免は賦課決定前又は、賦課決定後のどちらを想定しているか。

(答)

○ 賦課決定前を想定して、システムを整備している。なお、賦課決定後に、個別申請に基づき特例減免を行うことも差し支えない。

問10 特例減免について、仮に次のような世帯異動があった場合の取扱い如何。

【ケース1】

令和7年度世帯：本人のみ（非課税）単身世帯。保険料段階は1段階。

令和8年度世帯：本人（就労調整の結果、非課税の範囲内で収入増）、子（課税者、税改の影響なし、令和7年12月1日転入）。本人の保険料段階は5段階。

この場合、5段階を1段階へ特例減免可能か。

【ケース2】

令和7年度世帯：本人のみ（非課税）単身世帯。保険料段階は1段階。

令和8年度世帯：本人（就労調整の結果、非課税の範囲内で収入増）、子（非課税者、税改の影響あり、令和7年12月1日転入）。保険料段階は、子に影響遮断が適用され、子が課税扱いとなり、本人の保険料段階は4段階。この場合、4段階を1段階に特例減免可能か。

(答)

○ 本人または世帯員が、令和7年度（令和6年分）の住民税非課税であって、今般の政令改正により、令和8年度保険料算定において課税の判定となる者が減免の対象となるものであって、これによらない要因により、令和8年度保険料算定において課税となったものは対象とならない。従って、ご質問への回答は次のとおりとなる

【ケース1】

○ 子は令和7年度税制改正の影響を受けていないため、令和8年度保険料算定において、政令

改正の影響も受けず、子は課税者扱いということとなる。従って、本人の保険料段階の判定において、政令改正の影響も受けなため、特例減免の対象ともならず、第5段階となる。

【ケース2】

- 子が令和7年住民税非課税あるならば、子も特例減免で非課税として保険料算定を行うこととなり、特例減免の適用で本人の保険料段階は1段階となる。
- 一方、子が令和7年度住民税課税である場合、特例減免は適用されず、本人の保険料段階は第4段階となる。

問 11 特例減免の該当者に対し、減免前の保険料の額を被保険者に通知する必要があるか。

(答)

- 通知する必要はないと考えており、システム上、保険料納付通知に特例減免の適用があることを印字することを可能としている。なお、保険者判断で減免前の保険料の額を通知することも差し支えない。

(条例参考例関係)

問 12 vol.1459 で示された条例参考例について、1月23日に公布された「介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」は反映されているか。

(答)

- 条例参考例は、1月23日に公布された「介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」を反映済である。

(具体的には、以下傍線部分)

第十一条 第一号被保険者 (令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。 以下この条及び次条 第一項において同じ。)のうち、令和七年の・・・

問 13 vol.1459 で示された条例参考例の第11条中で「給与所得控除額」についての説明が加えられたが、第12条の第2項ハ及び第3項ハにも同様に「給与所得控除額」が規定されている。本市においては前条に同じ規定があった場合は、「以下同じ」として次の条文においては省略を行うが、あえて表現をそのまま残している理由があるのか。

(答)

- 各自治体等の条例策定のルール等に従って対応することで差し支えない。

問 14 vol.1459 で示された条例参考例の第11条第1項中「第一号被保険者(令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。)」について、今回の合計所得金額及び課税・非課税の判定については、住所地特例制度の対象者や転入者等が対象外となっているところ、第11条第1項の定義中には、第12条第2項が除かれているため、第12条第2項の第1号被保険者の課税・非課税の判定については、住所地特例制度の対象者や転入者等を含める認識で良いか。

(答)

- 第12条第2項は、「当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、～するときは、～市町村民税が課されている者とみなす。」と規定されているため、本条項においても住所地特例の対象者や転入者は含めない扱いとなる。

問 15 vol.1459 で示された条例参考例中、「第一号被保険者(令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。))のうち・・・」とあるが、「以下この条及び次条第一項において同じ。」であって「以下この条及び次条において同じ。」ではないのはなぜか。(附則第12条第1項に規定する第一号被保険者には住所の要件があつて、附則第12条第2項に規定する第一号被保険者はすべての被保

険者を指しているのはなぜか)

(答)

- 条例参考例中の附則第12条第2項に規定する第1号被保険者について、「前項第1号（附則第11条第1号）に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは」の規定により、住所要件が課されることとなるため条例参考例の規定ぶりとなっている。

(システム改修関係)

問 16 広域連合は、管内複数市町村より市町村民税などのデータを連携されているが、広域連合内の市町村間における転出入の場合、遮断を適用するのか。

(答)

- 原則は政令の記載のとおり同一市町村内にいることが遮断の要件となるが、市町村民税等の令和7年度税制見直しの影響を遮断するために必要なデータが連携されており、実務上の対応が可能であれば、広域連合域内の市町村間の転出入があった場合についても、令和7年度税制見直しの影響を遮断して差し支えない。

問 17 特例減免の対象となる「令和7年度（令和6年分）の住民税非課税の者（第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）」について、令和7年度見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度（令和7年分）も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行う場合」は、具体的にどのように判断すべきか。また、システム上の線引き要件についても詳細に示されたい。

(答)

- 令和7年度（令和6年分）の住民税非課税の者であって令和7年度見直しの影響を受ける者について、当該者の保険料を令和8年度保険料算定において、課税・非課税の判定について住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できるものである。
- 申請・認定に係る事務負担等を踏まえ、システム上、実際に就労調整したかどうかは問わず機械的に算定することとしている。本人の申請に基づき個別に減免を行う場合も、システムでの対応した場合の判定方法を踏まえ、実際に就労調整したかどうかを厳格に確認しない方法を取ることも、差し支えない。

問 18 対象者の判定ウについて、特例減免を行わない市町村が対応不要となる理由は何か。

(答)

- 特例減免を行わない場合、【課税・非課税の判定】フローでは、①「対象者の判定」において、
 - ア 税務システムから連携された税情報で令和8年度に市町村民税非課税者かつ
 - イ 給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の者を抽出することで、遮断対象者に限定され、その対象者に対して②以降の遮断を適用した市町村民税課税・非課税の判定を行うこととなる。

他方で、特例減免を行う場合、①「対象者の判定」において、絞り込みの要件として「ウ令和7年度住民税課税者」を適用することで、特例減免の対象者である令和7年度非課税者が除かれることとなるため、特例減免を行わない市町村では対象者の判定ウの限定は不要となる。

(対象者関係)

問 19 遮断の適用について、住所地特例制度の対象者や転入者などには、賦課期日時点で被保険者資格を取得しているが、DV等の理由により住民票を移すことができない被保険者（いわゆる「住登外被保険者」）も含むのか。

(答)

- 住登外被保険者は、介護保険法第9条に基づき保険料を賦課する「市町村の区域内に住所を有する」者として被保険者資格を取得しているものと解されるため、遮断対象者となる。なお、当該者について、市町村民税等の令和7年度税制見直しの影響を遮断するために必要なデータが税部局から連携されておらず、実務上の対応が困難な場合には、遮断しないこととして差支えない。

問 20 4月2日以降に65歳となった場合、遮断を適用されるか。

(答)

- 1月1日、4月1日時点で当該市町村に住所を有する者が4月2日以降に65歳となった場合、他市町村に税情報を照会することを要しないため、遮断が適用される。

問 21 1月1日に該当市区町村に住所を有し、その後該当市区町村を転出し、4月1日以前に再転入があった場合、遮断は適用されるか。

(答)

- 1月1日、4月1日時点で同一市町村に住所を有し、当該市町村で介護保険料を賦課する場合は、他市町村に税情報を照会することを要しないため、遮断が適用される。

問 22 1月1日と4月1日に該当市区町村に住所を有し、その後4月1日以降に該当市区町村を転出し、さらに再転入された場合は、遮断が適用となるか。

(答)

- 1月1日、4月1日時点で同一市町村に住所を有し、当該市町村で介護保険料を賦課する場合は、他市町村に税情報を照会することを要しないため、遮断が適用される。
- 転出先の市町村では、他市町村に税情報を照会することを要されるため、遮断の対象とならない。

(その他)

問 23 特例減免の規定において、「減免後の保険料段階に基づき、低所得者軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定を行う。」とあるが、あくまでも、減免後の保険料段階に基づく低所得者軽減に対する措置であって、減免額に対する措置はない認識でよいか。

(答)

- ご理解のとおり。

問 24 vol. 1459 に記載されている内容以外の令和 7 年税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しによる影響を遮断するための措置や対応はないという理解で良いか。例えば、令和 7 年度税制改正では扶養親族等の所得要件の見直しにより、介護保険料収入が減少する可能性があるが、給与所得控除のように税制改正の影響を遮断する改正を講じないのか。

(答)

- ご理解のとおり、令和 7 年税制改正に伴う対応は、お示しているもので全てであり、これ以外の遮断措置を講じる予定はない。

問 25 特例減免の適用により生じる保険料収入の減少分について、当該差分そのものを対象として、国が特別に財政補填（国庫補助・特例的財政措置等）を行うことは想定されるか。

(答)

- 本通知に基づく特例減免の適用により生じる保険料収入の減少分について、当該差分そのものを対象として、国が特別に財政補填（国庫補助・特例的財政措置等）を行うことは想定していない。ただし、当該減免後の保険料段階については、制度上の正式な保険料段階として取り扱い、その段階に応じて、低所得者軽減に係る国庫負担および調整交付金については、通常ルールに基づき算定される。

問 26 令和 8 年 1 月 1 日、令和 8 年 4 月 1 日に加え、令和 7 年 1 月 1 日も住所が同一市町村にすることが特例減免対象者の要件となるのか。

(答)

- 令和 7 年の住民税課税・非課税の情報は、現在の介護保険システムでも把握できるため、令和 7 年 1 月 1 日に同一市町村にいることは要しない。

問 27 1 月 1 日に該当市区町村に住所を有し、その後該当市区町村を転出し、4 月 1 日以降に再転入があった場合、遮断は適用されるか。

(答)

- 1 月 1 日、4 月 1 日時点で同一市町村に住所を有さないため、遮断は適用されない。

問 28 1 月 1 日に該当市区町村に住所を有し、その後 5 月に転出し、さらに 10 月再転入された場合、遮断は適用されるか。

(答)

- 当該市町村において遮断は適用される。

(令和8年6月26日追加分)

問 29 「給与収入、年金収入が両方あり、給与収入が 65 万円 1,000 円以上 75 万円未満」の被保険者の介護保険料の算定方法について、疑義が生じているが、算定方法を改めて整理いただきたい。

(答)

- 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）による改正後の介護保険法施行令附則第24条第2項の規定による読替後の介護保険法施行令第38条第1項第1号ハ（下記参考参照）の規定に基づき算定いただきたい。

(参考：介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）による改正後の介護保険法施行令附則第24条第2項の規定による読替後の介護保険法施行令第38条第1項第1号ハの抜粋)

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条

一

- ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十二万六千五百円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの